

若者の力を社会・政治が必要としています

選挙権は満18歳以上から

選挙権年齢が18歳以上に引き下げられます

平成27年6月、「公職選挙法等の一部を改正する法律」が成立し、公布されました。

これに伴い、平成28年6月19日の後に初めて行われる国政選挙の公示日以後にその期日を公示または告示される選挙から、選挙権年齢が「満20歳以上」から「満18歳以上」に引き下げられます。昭和20年に選挙権年齢が25歳から20歳に引き下げられて以来、実に70年ぶりの大きな改正です。

Qなぜ、選挙権年齢を18歳以上に引き下げられたの？

○18歳・19歳をはじめとする若者の力を社会・政治が必要としています！

日本は少子高齢化、人口減少社会を迎えています。また、若者の投票率が低くなると、若者の声は政治に届きにくくなってしまいます。その結果、若者に向けた政策が実現しにくくなったり、実現するのに時間を要する可能性があります。

このような中で、日本の未来をつくり担う存在である10代にも、より政治に参加してもらいたい、また、より早く選挙権を持つことにより、社会の担い手であるという意識を若いうちから持つていただき、主体的に政治に関わる若者が増えしてほしいなどの趣旨で年齢が引き下げられました。

策がとられているとの指摘があり、少子高齢化で若者の負担が高まっています。中長期的な視点に立ったバランスのとれた政治の実現のため、今回の法改正を契機に、より多くの若者の政治参加が期待されています。

Q世界の選挙権年齢はどのくらいなの？

○現在、世界各国の選挙権年齢は「18歳以上」が主流！

国立国会図書館の調査（平成26年）では、世界191の国・地域のうち、9割以上が日本の衆議院にあたる下院の選挙権年齢を「18歳以上」と定めています。中でも、ヨーロッパの国々を中心にさらに引き下げを進める動きが活発化しており、オーストリアではすでに「16歳以上」への引き下げが行われています。また、多くの国では選挙に立候補できる被選挙権年齢も引き下げられています。

●投票について

①選挙権
日本国民で満18歳以上の者は国政選挙の選挙権を、加えて3か月以上住所を有していればその属する地方公共団体の選挙（議員および長の選挙権を有します）（平成27年6月の公職選挙法改正で、満20歳以上だった選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられ、平成28年6月から施行されます）

②投票の原則
選挙は「投票」で行うこととされ、「一人一票」「投票所で」が大原則です。

③投票時間
投票時間は、7時から20時までです。ただし、特別の事情のある場合のみ、市区町村の選挙管理委員会の判断において、一定の範囲で開始時刻や終了時刻を繰り上げまたは繰り下げ（繰り上げの場合は繰り上げのみ）ことができます。自分の行く投票所の場所や開いている時間は、自宅に送られる投票所入場券に記載されています。

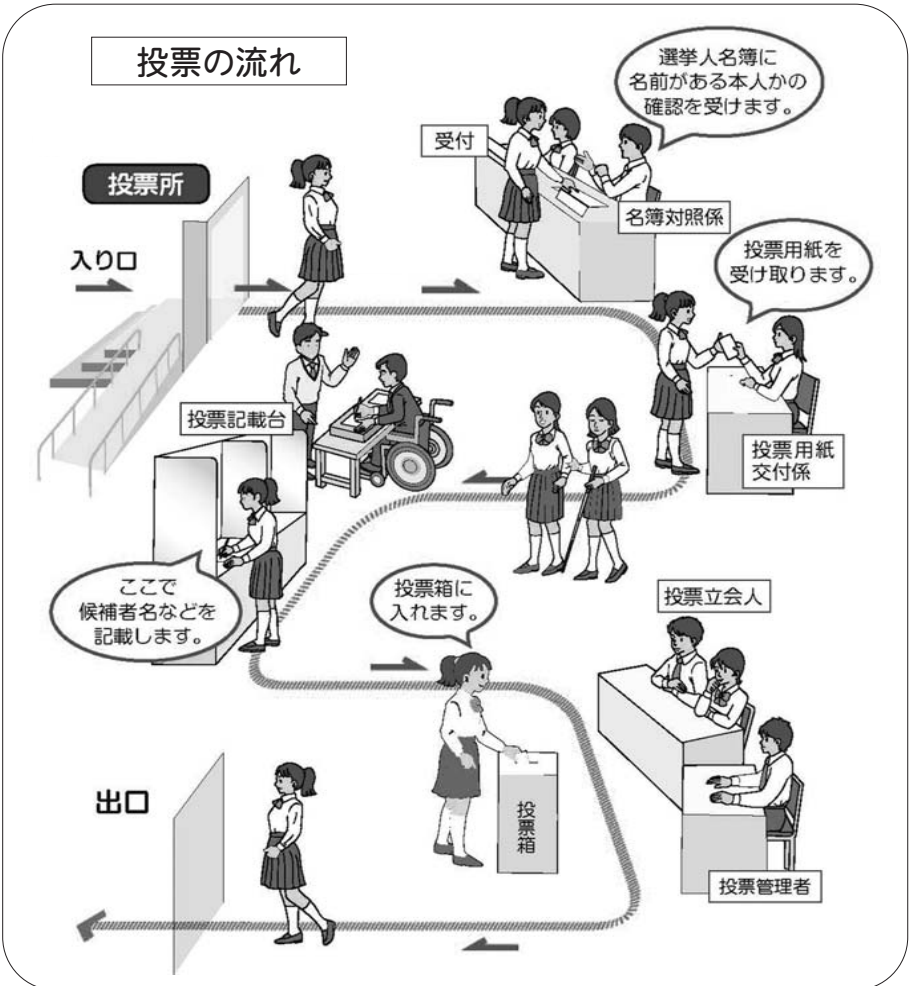
載されていますのでよく確認しましょう。

※訓子府町選挙管理委員会では、第24回参議院通常選挙の投票時間は7時から18時までを予定しています。詳しくは投票所入場券に記載されていますので、投票所入場券が手元に届きましたらご確認ください。

④期日前投票
投票日当日、用事のある有権者は、投票日の前に期日前投票をすることが出来ます。各市区町村に最低一か所、20時まで開いている期日前投票所があります。授業や仕事だけでなく、遊びに出かける予定でも利用できます。

※訓子府町選挙管理委員会では、第24回参議院通常選挙の期日前投票所を役場庁舎に設置する予定です。

⑤不在者投票
仕事や旅行などで、選挙期間中、選挙人名簿登録地以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会ですべて不在者投票ができます。また、指定病院などに入院している方などは、その施設内で不在者投票ができます。



■問合せ 選挙管理委員会 (☎ 47-2112 役場2階 総務課内)